

# 共同検査規約

(2019統合Ver.)

KcK 熊本県コンクリート製品協同組合

共同検査規約

(趣 旨)

第 1 条 この規約は、定款第 7 条第 2 項第 1 号に規定する。プレキャストコンクリート製品のうち検査対象製品の共同検査に関し、必要な事項を定める。

(検査対象)

第 2 条 共同検査(以下「検査」という)対象は、次に掲げる種類とし、検査対象の変更については、その都度理事会で定める。

検査対象製品

JIS A 5372 付属書 E (規定) 路面排水溝類 推奨仕様 E-1 U 形側溝  
JIS A 5372 付属書 E (規定) 路面排水溝類 推奨仕様 E-2 上ぶた式 U 形側溝  
JIS A 5372 付属書 E (規定) 路面排水溝類 推奨仕様 E-3 落ちふた式 U 形側溝  
JIS A 5372 付属書 E (規定) 路面排水溝類 推奨仕様 E-4 L 形側溝  
JIS A 5371 付属書 B (規定) 舗装・境界ブロック類 推奨仕様 B-1 平板  
JIS A 5371 付属書 B (規定) 舗装・境界ブロック類 推奨仕様 B-2 境界ブロック  
JIS A 5371 付属書 C (規定) 路面排水溝類 推奨仕様 C-1 L 形側溝  
KT 側溝及びふた 1、3 種  
歩車道境界ブロック(植樹帯)  
L、I 簡易土留ブロック  
ニュー歩車道境界ブロック  
NDベンチ  
NDベンチ暗渠及び蓋  
排水トラフ

(検査の種類)

第 3 条 検査の種類は、次のとおりとする。

- 1 定期検査
- 2 臨時検査

ただし、定期検査は、1 ヶ月に 1 回行い、臨時検査は理事長が必要と認めたとき行う。

(検査員)

第4条 検査は、県内を県北地区、県南地区とに振り分け、1項に掲げる者  
(以下「検査員」と言う)が行なう。

- 1 検査委員長、検査副委員長、地区検査員は検査の任に当たる。
- 2 本条1に掲げる者については、理事会において承認、決定する。
- 3 検査委員長は、検査業務を総括する。

(検査基準)

第5条 検査基準は、次のとおりとする。

- 1 検査は、第2条の検査対象の種類毎に、それぞれ前回の検査日から今回の検査前日までに生産された製品について行う。
- 2 検査の供試体は、検査対象の種類の中で、検査員が1ロットから抽出する。
- 3 1ロットの数は、JIS表示認証製品を取得している工場については1000個又は端数とし表示認証製品を取得していない工場及びNDベンチ・ND暗渠・排水トラフについては500個又は端数とする。
- 4 組合員は、工場管理の資料を検査員に提示し、検査を受けなければならない。
- 5 第2項の規定にかかわらず、第3項で定めた1ロットの数量に達しなくても、検査を受けることができる。ただし、前回の検査日以降に生産された製品が6箇月間で1ロットに達しなくても生産開始後6箇月以内に検査を受けなければならない。
- 6 外 観  
外観は、使用上有害な、きず、ひび割れ、欠け、反り、ねじれ、気泡、鉄筋露出などがあってはならない。又、水路用製品の流水面は、実用上支障のない程度に滑らかでなければならない。
- 7 形 状 ・ 寸 法  
形状・寸法は、附表に示す図-1・表-1 のとおりとする。寸法の許容差は、表-2 の数値以内とする。

8 曲げ強度試験

曲げ強度は、曲げ強度規格値表に規定する曲げ強度荷重を加えたとき、無筋コンクリートは、ひび割れが発生してはならない。又、鉄筋コンクリートは製品の端面に幅 0.05mm を超えるひび割れが発生してはならない。

J I S 認証取得製品については、当該 J I S に適合しなければならない。

9 配筋及び配筋の許容差（最小かぶり含む）

配筋は、附表に示す図-1・表-1 のとおりとし、鉄筋の最小かぶりは、鉄筋の径以上で 12mm 以上(部材厚 40mm 以下の場合は 8mm 以上)、最大かぶりは部材厚みの 1/2 未満とする。

ただし、製品の端面及び目地部については、この限りではない。

10 コンクリートの耐久性向上対策

塩化物量規制値及びアルカリ骨材反応抑制対策は、熊本県土木部長通知及び熊本県農政部長通知（以下「熊本県通知」という）によるものとする。又、J I S 認証取得製品については、認証時の規制値及び対策を適応する。

11 JIS 認証取得製品

JIS 認証取得製品は、各工場の社内規格による検査基準とし、その資料を検査員に提示すれば、合格と判定されたもののみ、製品検査を行わなくても、合格品と判定する。

12 水密性 ※

継ぎ手部分の水密性については、事前に試験を行い確認し、了承をえなければならない。又、方法と判定については、補足説明資料による。

※NDベンチ・NDベンチ暗渠のみ適用

(検査方法)

第6条 検査方法は、次の各項に定めるところにより行う。

1 外 観

外観の試験は、任意のロットからランダムに2個を抽出し、第5条6の規定について目視により行う。

2 形 状・寸 法

形状・寸法の検査は、任意のロットからランダムに2個を抽出し、製品検査成績表に示された指定箇所を目視確認及び断面形状を測定する。

3 曲げ強度

- (1) 曲げ試験に使用する供試体の材齢は、14日以上とする。
- (2) この試験の供試体は、前号(1)に適合する製品の中から2個抽出して行う。
- (3) 曲げ試験は、曲げ試験機により行い、その方法はJIS製品の試験に準ずる。
- (4) 曲げ試験は、供試体2個のうち1個は曲げ規格値以上(10%割増・五捨六入により決定)まで荷重をかけ、1個は曲げ規格値までとする。

4 配筋

鉄筋数量、鉄筋径、位置間隔および、かぶりの検査は、前項第6条3の(4)の供試体を破壊して測定する。共同検査の場合1回以上/年確認を行う。(監査は含まない)、JIS認証取得製品の場合は社内規格による。

5 コンクリートの耐久性向上対策

塩化物量規制値及びアルカリ骨材反応抑制対策は、熊本県通知によるものとする。又JIS認証取得製品については、認証時の規制値及び対策を適応する。

6 代表試料以外のロット

代表試料以外のロットについては、工場管理成績表によって確認する。

(検査の判定)

第7条 検査の判定は、次のとおりとする。

1 外観

第6条第1項の規定によって検査を行い、2個とも第5条第6項に適合すれば、そのロットは合格とし、1個でも適合しないときは不合格とする。

2 形状・寸法

第6条第2項の規定によって検査を行い、2個とも第5条第7項に適合すれば、そのロットは合格とし、1個でも適合しないときは不合格とする。

3 曲げ強度

第6条第3項の規定によって検査を行い、2個とも第5条第8項に適合すれば、そのロットを合格とし、2個とも適合しないときは不合格とする。  
また、1個が適合しないときは、再検査を受けることができる。再検査は、ロットからさらに任意の4個を抜き取り、全部適合したときは合格とし、

(不合格品は除く)1個でも適合しないときは不合格とする。

4 配筋および、鉄筋のかぶり

第6条第4項の規定によって検査を行い、第5条第9項に適合すれば、そのロットは合格とし、鉄筋の本数・径が適合しないときは、不合格とする。  
鉄筋かぶりが適合しないときは、再検査を受けることができる。再検査は、ロットからさらに任意に4個を抜き取り、全部適合したときは合格とし、(不合格品は除く)1個でも適合しないときは不合格とする。

5 コンクリートの耐久性向上対策

第6条第5項の規定によって、検査又は確認を行い第5条第5項に適合すれば、前回検査日以降今回の検査日前日までの全てのロットを合格とする。

6 代表試料以外のロット

第6条の規定によって検査を行い、代表試料が第5条の検査基準に適合すれば、工場管理成績表によって合格と判定された代表試料以外のロット(同一種類)についても合格とする。

(再検査)

第8条 再検査は、次のとおりとする。

- 1 第5条、第6条の規定によって検査を行った結果、第7条第1項から第6項までの判定で不合格となったときは、不合格となった種類の全ロットを再検査し、適合したロットのみを合格とする。適合しないときは全数検査とする。
- 2 第5条第4項の検査によって不合格となったロットは、そのロットのみ第5条、第6条、第7条の規定によって再検査し合否の判定を行う。

(検査結果の通知)

第9条 組合は、第3条の規定によって行った検査結果を直ちに組合員に知らせるとともに、必要とする関係機関に報告するものとする。

(表示)

第10条 製品には、社名(またはその略号)、工場名(またはその略号)種類、呼び、製造年月日、協同組合マーク(KcK)を表示するものとし、保管時に不合格品となった場合はKcKマークを消印する。ただし、JIS表示認証取得工場のJIS認

証取得製品については、社内規格の表示に替えることができる。  
また、凍結融解の繰り返し作用によって凍害を受けると思われる地域に出荷する製品に AE 剤を使用した場合 **AE** と表示しなければならない。  
※検査時に表示の確認を行う。

(合格品の出荷)

第 11 条 組合員は、組合が合格品と判定した製品を出荷しなければならない。  
ただし、出荷時の材齢は、14 日以上のものであるとする。

(合格証明)

第 12 条 組合員は、合格した製品を出荷するときは、協同組合より所定の検査済合格証明書を発行して貰う事を原則とする。

(検査員の調査)

第 13 条 検査員は、製品の製造状況を調査するため、組合員の工場に立ち入ることができる。

(検査手数料)

第 14 条 検査手数料の徴収については、通常総会で定める。

(資料の整備)

第 15 条 組合員は、次に掲げる資料を所定の様式によって整備しなければならない。

- 1 ヒストグラム X-Rs 管理図
- 2 工場管理成績表又は製品検査記録 (JIS 表示認証取得製品)
- 3 生産累計表
- 4 塩化物測定表
- 5 アルカリ骨材反応対策に関する書類
- 6 アルカリ総量計算書
- 7 鉄筋のミルシートの整備
- 8 AE コンクリートの場合の配合表および空気量管理表

(雑則)

第16条 この規約に定めるもののほか、検査に関する必要な事項は、理事会において定める。

第17条 この規約については2年に1回見直しをし、必要に応じて改定するものとする。

第18条 この規約に定められていない詳細については、別紙補足説明資料による。

附 則 この規約は、平成26年10月1日から適用する。

改訂の経緯 旧共同検査規約（土木用製品）

- (1) 昭和53年4月1日 施行
- (2) 昭和56年4月1日 全面改正
- (3) 昭和59年4月1日 一部改正
- (4) 昭和62年4月1日 全面改正
- (5) 昭和63年5月11日 一部改正
- (6) 平成元年3月27日 内容修正
- (7) 平成2年12月1日 一部改正
- (8) 平成4年5月26日 一部改正
- (9) 平成5年4月1日 一部改正
- (10) 平成5年12月21日 一部改正
- (11) 平成6年4月1日 一部改正
- (12) 平成10年2月23日 一部改正
- (13) 平成16年4月1日 全面改正
- (14) 平成20年10月1日 一部改正
- (15) 平成23年2月1日 一部改正
- (16) 平成25年4月1日 一部改正
- (17) 平成29年4月1日 一部改正

改訂の経緯 旧共同検査規約（農業用製品）

- (1) 平成6年4月1日 施行
- (2) 平成10年5月18日 一部改正
- (3) 平成18年1月11日 全面改正
- (4) 平成21年3月31日 一部改正
- (5) 平成25年4月1日 一部改正
- (6) 平成29年4月1日 一部改正



※共同検査規約の統合により平成26年10月1日以降の改訂の経緯については、一元化する。

表示（例）

KcK      KT 側溝 3 種 300A  
            会社名  
            工場名及び略号

KcK      KT 側溝 3 種ふた 300  
            会社名  
            工場名及び略号

- ※ 製品には、社名(またはその略号)、工場名 (またはその略号)、種類、呼び、製造年月日、協同組合マーク(KcK)、AE (AE コンクリートの場合) を明記しなければならない。
- ※ JIS マーク認証取得製品については、社内規格の表示に替えることができる。